



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

950	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)..... 2
951	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課)..... 2
952	〃	(〃)..... 2
953	随意契約の相手方の決定	(〃)..... 3
954	〃	(〃)..... 4
955	〃	(〃)..... 4
956	〃	(〃)..... 5
957	〃	(〃)..... 5
958	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)..... 6
959	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 9
960	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)..... 9
961	〃	(〃)..... 10
962	大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要	(商工振興課)..... 10
963	保安林の指定	(森林整備課)..... 10
964	〃	(〃)..... 11
965	〃	(〃)..... 11
966	〃	(〃)..... 11
967	保安林の指定予定の通知	(〃)..... 12
968	〃	(〃)..... 12
969	〃	(〃)..... 13
970	〃	(〃)..... 13
971	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)..... 13
972	〃	(〃)..... 14
973	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 15
974	宅地建物取引業者の免許の取消し	(公共建築課)..... 15
975	〃	(〃)..... 16
976	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課)..... 16

○ 公告

	入札公告	(総務事務集中課)..... 16
--	------	-------------------

○ 正誤

	平成23年7月8日付け和歌山県報第2272号和歌山県告示第769号中 19
	平成23年7月29日付け和歌山県報第2278号和歌山県告示第831号中 19
	平成23年7月29日付け和歌山県報第2278号和歌山県告示第832号中 19
	平成23年7月29日付け和歌山県報第2278号和歌山県告示第833号中 20
	平成23年7月29日付け和歌山県報第2278号和歌山県告示第834号中 20

告 示

和歌山県告示第950号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 特約業者の氏名又は名称
榊田石油株式会社 代表取締役 榊田晴治
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山県橋本市高野口町大野204-1
- 3 特約業者の指定取消しの年月日
平成23年8月23日

和歌山県告示第951号

和歌山県インターネットサーバ整備及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
和歌山県インターネットサーバ整備及び賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成23年6月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社・富士通リース株式会社コンソーシアム
（代表者）富士通株式会社
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 落札金額
133,048,650円（うち消費税及び地方消費税の額6,335,650円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年5月20日

和歌山県告示952号

和歌山県Webメールシステム賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」とい

う。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
和歌山県Webメールシステム 一式
- 2 契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成23年6月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社関西支店
大阪府大阪市中央区城見二丁目2番53号
- 5 落札金額
69,810,300円（うち消費税及び地方消費税の額3,324,300円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年5月20日

和歌山県告示第953号

和歌山県インターネット基盤整備及び賃貸借契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県インターネット基盤整備及び賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年7月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社・富士通リース株式会社コンソーシアム
（代表者）富士通株式会社
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
30,696,540円（うち消費税及び地方消費税の額1,461,740円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第954号

ハウジングビル内預かり保守等委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
ハウジングビル内預かり保守等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年7月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社和歌山支店
和歌山市一番丁5番地
- 5 随意契約に係る契約金額
48,625,920円(うち消費税及び地方消費税の額2,315,520円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第955号

きのくにe-ねっと管理運用支援委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
きのくにe-ねっと管理運用支援委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年7月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社和歌山支店

和歌山市一番丁5番地

5 随意契約に係る契約金額

130,410,000円（うち消費税及び地方消費税の額6,210,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第956号

和歌山県きのくにe-ねっと（総合防災情報システム対応）の設営委託及び通信機器等の賃貸借契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県きのくにe-ねっと（総合防災情報システム対応）の設営委託及び通信機器等の賃貸借業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年7月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

グループNTT

（代表者）西日本電信電話株式会社

大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

5 随意契約に係る契約金額

500,501,400円（うち消費税及び地方消費税の額23,833,400円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第957号

和歌山県行政情報LAN整備及び賃貸借契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県行政情報LAN整備及び賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年7月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社・富士通リース株式会社コンソーシアム

（代表者）富士通リース株式会社

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

5 随意契約に係る契約金額

52,342,080円（うち消費税及び地方消費税の額2,492,480円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第958号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県和歌山市南汀丁8番地

名称 セイカ株式会社

氏名 代表取締役社長 竹田純久

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 海南市藤白758-73

名称 セイカ株式会社 海南工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成23年9月2日から平成23年9月22日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市役所

別表1-1

種 類	第46号ろ過施設		第46号ろ過施設		第46号ろ過施設	
基 数	1		1		1	
能 力	ろ過面積 0.49㎡		ろ過面積 0.7㎡		ろ過面積 1.3㎡	
工事着手予定年月日	平成23年10月 (許可後)		平成23年10月 (許可後)		平成23年10月 (許可後)	
工事完成予定年月日	平成23年12月 (着手後2ヶ月)		平成23年12月 (着手後2ヶ月)		平成23年12月 (着手後2ヶ月)	
使用開始予定年月日	平成23年12月 (完成後)		平成23年12月 (完成後)		平成23年12月 (完成後)	
使用時間間隔	不定期		不定期		不定期	
1日当たりの使用時間	—		—		—	
使用の季節的変動	なし		なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大	通常	最大
pH	7.5	7.5	—	—	—	—
COD(mg/ℓ)	3000	5000	—	—	—	—
SS(mg/ℓ)	5	10	—	—	—	—
n-Hex(mg/ℓ)	<0.5	<0.5	—	—	—	—
T-N(mg/ℓ)	3	5	—	—	—	—
T-P(mg/ℓ)	<0.001	<0.001	—	—	—	—
大腸菌群数(個/cm ³)	0	3000	—	—	—	—
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m ³ /日)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.3	1.3

別表1-2

種 類	第46号ろ過施設		第46号二 廃ガス洗浄施設	
基 数	1		1	
能 力	ろ過面積 0.75㎡		40m ³ /min×3kPa	
工事着手予定年月日	平成23年10月 (許可後)		平成23年10月 (許可後)	
工事完成予定年月日	平成23年12月 (着手後2ヶ月)		平成23年12月 (着手後2ヶ月)	
使用開始予定年月日	平成23年12月 (完成後)		平成23年12月 (完成後)	
使用時間間隔	不定期		連続	
1日当たりの使用時間	—		24時間	
使用の季節的変動	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
pH	7.5	7.5	7.5	7.5
COD(mg/ℓ)	3000	5000	200	250

	SS(mg/l)	5	10	5	10
	n-Hex(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	T-N(mg/l)	3	5	3	5
	T-P(mg/l)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	大腸菌群数(個/cm ³)	0	3000	0	3000
当該汚水等の1日当たりの通常 及び最大の量(m ³ /日)		0.5	0.5	4	4

別表2

種 類	排水処理施設				生活排水浄化槽施設				
能 力	3400m ³ /日				62人槽 合併浄化槽				
汚水等の処理方式	中和、個液分離、エアリング、活性炭処理、活性汚泥処理、最終濾過施設				沈殿分離方式				
工事着手予定年月日	既設				既設				
工事完成予定年月日	既設				既設				
使用開始予定年月日	既設				既設				
使用時間間隔	連続				連続				
1日当たりの使用時間	24時間				24時間				
使用の季節的変動	なし				なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常 の値及び最大の値	通常		最大		通常		最大		
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	13	6.8-8.0	13	6.8-8.0	6.8-8.0	6.8-8.0	6.8-8.0	6.8-8.0
	COD(mg/l)	180	6	200	10	30	10	40	10
	SS(mg/l)	66.5	5	79.1	8	8	8	10	10
	n-Hex(mg/l)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	T-N(mg/l)	60	3	100	5	60	50	100	50
	T-P(mg/l)	20	0.2	40	2	14	7	14	7
	BOD(mg/l)	60	<40	60	<60	40	<40	60	<60
	大腸菌群数(個/cm ³)	<3000	<3000	<3000	<3000	3000	<3000	3000	<3000
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	15	<2.5	15	5	5	<2.5	5	5	
当該汚水等の1日当たりの通常 及び最大の量(m ³ /日)		1600.5	2660	1800.5	2860	15	15	20	20

別表3

排水口名	No.1排水口		No.2排水口	
排水量(m ³ /日)	通常	3200	15	
	最大	3400	20	
pH	通常	6.8~8.0	6.8~8.0	
	最大	6.8~8.0	6.8~8.0	
COD(mg/l)	通常	6	10	
	最大	10	10	
SS(mg/l)	通常	5	8	

	最大	8	10
n-Hex (mg/l)	通常	<0.5	<0.5
	最大	<0.5	<0.5
T-N (mg/l)	通常	3	50
	最大	5	50
T-P (mg/l)	通常	0.2	7
	最大	2	7
BOD (mg/l)	通常	<40	<40
	最大	<60	<60
大腸菌群数 (個/cm ³)	通常	<3000	<3000
	最大	<3000	<3000
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	通常	<2.5	<2.5
	最大	5	5

和歌山県告示第959号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成23年10月19日まで縦覧に供する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年8月19日

2 名称

特定非営利活動法人ふきのとう

3 代表者の氏名

高田英亮

4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市貴志川町長山1651番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域に住む精神障害者に対して、小規模授産施設の運営に関する事業を行い、その活動を通して社会性をはぐくみ、生活の訓練を行うことで、地域社会での生活を支え、また、地域に対して啓蒙活動を行うことによって、誰もがいきいきと生活ができる社会作りに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第960号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日

そうごう薬局友田店	和歌山市友田町5丁目33番地1階	田中麻理	平成 23. 9. 1
-----------	------------------	------	----------------

和歌山県告示第961号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社ビッグプラネット	伊都郡かつらぎ町丁ノ町403-3	訪問看護ステーションそら	平成 23. 9. 1

和歌山県告示第962号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ橋本店

和歌山県橋本市高野口町大野158番地

2 意見の概要

施工中及び開店後の近隣住民への騒音対策や安全対策に十分なご配慮をお願いしたい。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

橋本市経済部商工観光課（橋本市東家一丁目1番1号）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成23年9月2日から同年10月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第963号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字前番296から298、309、311

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第964号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字北野川字坂無484の1

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第965号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字久野原字岡ノ向760

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第966号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字福井376の1・428の3・435（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）390、391の1、392、394の1、430の2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第967号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡北山村大字七色字不動谷621の1・623・626の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、622、624、625の2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第968号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字寒川字板垣内南原2996の3・3001の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2997から2999まで、3001の1、字小藪川南原3002の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第969号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字寒川字小藪川2425、2426

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第970号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字寒川字長志南原2953の2・2953の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2954

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第971号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」

という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

箕六(104)(Ⅱ-90016)、箕六(105)(Ⅱ-90017)、箕六(106)(Ⅱ-90018)、箕六(107)(Ⅱ-90019)、箕六(108)(Ⅱ-90020)、柴目(101)(Ⅲ-90003)、柴目(102)(Ⅱ-90021)、柴目(103)(Ⅱ-90022)、柴目(104)(Ⅱ-90023)、柴目(105)(Ⅱ-90024)、柴目(106)(Ⅱ-90025)、柴目(107)(Ⅱ-90026)、柴目(108)(Ⅱ-90027)、柴目(109)(Ⅱ-90028)、柴目(110)(Ⅱ-90029)、柴目(111)(Ⅱ-90030)、柴目(112)(Ⅲ-90004)、柴目(113)(Ⅱ-90031)、柴目(114)(Ⅰ-90009)、柴目(115)(Ⅲ-90005)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第972号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

西の川右支溪(5-392-2-0001)、西の川右支溪(5-392-2-0002)、朔日川右支溪(5-392-2-0003)、朔日川左支溪(5-392-2-0004)、朔日川右支溪(5-392-2-0005)、碓ノ谷(5-392-2-0006)、小藪川右支溪(5-392-2-0007)、小藪川右支溪(5-392-2-0008)、西の川左支溪(5-392-2-0009)、西の川左支溪(5-392-2-0010)、小藪川右支溪(5-392-2-0011)、日高川右支溪(5-384-1-011)、江川右支溪(5-384-1-026-1)、江川右支溪(5-384-1-026-2)、江川右支溪(5-384-1-028)、日高川右支溪(5-384-2-009)、伊藤川左支溪(5-384-2-021)、岡の谷(5-384-2-044)、森の谷(5-385-1-005)、日高川右支溪(5-385-1-012)、庵の谷(5-385-2-034)、老星谷(5-385-2-041)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設

部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

数珠の谷川(5-392-4-001)、下長志(58)、早稲田(65)、寒川9(I-50001)、寒川7(I-50002)、寒川14(I-50008)、寒川17(I-50011)、寒川23(I-50017)、寒川30(II-50001)、寒川10(II-50002)、寒川13(II-50003)、寒川8(II-50004)、寒川11(II-50005)、寒川12(II-50006)、寒川31(II-50007)、寒川32(II-50008)、寒川15(II-50009)、寒川16(II-50010)、寒川18(II-50012)、寒川19(II-50013)、寒川20(II-50014)、寒川21(II-50015)、寒川22(II-50016)、寒川24(II-50018)、寒川25(II-50019)、寒川26(II-50020)、寒川27(II-50021)、寒川28(II-50022)、寒川29(II-50023)、寒川33(II-50024)、寒川34(II-50025)、寒川上小藪川1(II-4499)、寒川上西ノ谷4(II-4502)、寒川上小藪川2(II-4503)、小藪垣内(II-4504)、西ノ谷(II-4506)、寒川下板1(II-4510)、寒川上板1(II-4511)、寒川2(III-2634)、寒川滝ノ上5(III-2635)、寒川滝ノ上6(III-2636)、寒川上西ノ川4(III-2637)、寒川上西ノ川7(III-2638)、寒川上西ノ川8(III-2640)、寒川湖日(III-2645)、寒川4(III-2649)、寒川5(III-2650)、寒川6(III-2651)、寒川高野上(III-2654)、寒川上長志(III-2655)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第973号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成23年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3132	岩出市安上字笛田224番2の一部、253番3の一部	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成 23.8.24	6.00	69.99

和歌山県告示第974号

次の宅地建物取引業者については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条第1項の規定により、平成23年8月11日にその免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号 株式会社佳源
- 2 代表者氏名 平井佳久
- 3 主たる事務所の所在地 和歌山市北島28

- 4 免許証番号 和歌山県知事（1）第3649号
- 5 免許年月日 平成22年10月26日

和歌山県告示第975号

次の宅地建物取引業者については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、平成23年8月17日にその免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 商号 有限会社タウンハウス
- 2 代表者氏名 石田克樹
- 3 主たる事務所の所在地 和歌山市北島28
- 4 免許証番号 和歌山県知事（5）第2799号
- 5 免許年月日 平成19年9月24日

和歌山県告示第976号

平成23～28年度和歌山県物品電子調達システム更改等業務委託契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成23～28年度和歌山県物品電子調達システム更改等業務委託契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成23年6月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社和歌山支店
和歌山市六番丁5番地（和歌山第一生命ビル）
- 5 落札金額
205,411,500円
（うち消費税及び地方消費税の額9,781,500円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年5月13日

公 告**入札公告**

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成23年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

平成23年度 調達案件番号02110007144号

(2) 調達案件名

可動式観覧席

(3) 調達物品の名称及び数量

可動式観覧席

1式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

平成24年3月15日 (木)

(6) 納入場所

武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ (和歌山市手平 地内)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成8年和歌山県告示第266号) の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「什器」、「運動用品」、「屋内装飾品」又は「その他物品関係」に登録されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成23年9月2日 (金) から同年10月6日 (木) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) 第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の (1) に同じ。

(2) 期間

3の (2) に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室 (本館2階)

イ 入札日時

平成23年10月13日 (木) 午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成23年10月12日（水）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成23年10月12日（水）午前9時から同月13日（木）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の (1) に規定する日時に入札の場
所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

要

(5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌
山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調
達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Movable viewing stands ; 1set

(2) Time limit for tender :10:00 a.m. 13 Oct 2011

(3) Contact point for the notice : Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefe
ctural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585

TEL 073-441-2294

正 誤

正 誤

平成23年7月8日付け和歌山県報第2272号和歌山県告示第769号中

ページ	行目	誤	正
3	上から6	保安林予定森林	保安林

正 誤

平成23年7月29日付け和歌山県報第2278号和歌山県告示第831号中

ページ	行目	誤	正
4	上から8	保安林予定森林	保安林

正 誤

平成23年7月29日付け和歌山県報第2278号和歌山県告示第832号中

ページ	行目	誤	正
4	下から17	保安林予定森林	保安林

正 誤

平成23年7月29日付け和歌山県報第2278号和歌山県告示第833号中

ページ	行目	誤	正
5	上から1	保安林予定森林	保安林

正 誤

平成23年7月29日付け和歌山県報第2278号和歌山県告示第834号中

ページ	行目	誤	正
5	上から19	保安林予定森林	保安林

正 誤

平成23年7月29日付け和歌山県報第2278号和歌山県告示第835号中

ページ	行目	誤	正
5	下から8	保安林予定森林	保安林